

余裕のあるときは応ずるといふよな
そに彈力性を与えてくれないといふよな
と、無条件には賛成できないといふよ
うな態度を私どもは示したのですが、
そうしますといふと、この問題をすぐ
に総会に付議するといふことは実際に
はできないといふ事情になりましたた
めに、IMFの理事者が、総会以前に
特に関係国、欧州とアメリカと日本を
入れた秘密會議を事前に開いて、その
調整をやつた。その席上で私どもの意
見も大体入れられるし、フランス以下
の主張もある程度考慮されるといふ見
通しがはつきりいたしましてたので、總
会では理事会に一任といふような形
で、趣旨は全部賛成ということだけ
で、総会の議決は終わった。それで、
IMFの理事が具体案を各國に示して
きた。これに私どもは応じたといふい
きさつになつておりますが、私どもも
将来の外貨事情をいろいろ考慮しまし
て、そこへ余裕をとつていただいたと
いふことになつておりますので、その
点においては、この協定に賛成しても
少しも日本にとつて将来困る事態とい
うものは私は起らないと思つております。

○木村禕八郎君 この二億五千万ドル
はスタンダードペイ・クレジットですか
ら、すぐに使われないとしましても、
一応協定した以上は使われるものと見
なけられなりませんし、また、日本は
今の状態ではアメリカに弱いのですか
ら、これはアメリカのドル危機に備え
たところの措置なのでありますから、
一応二億五千万ドルは使われるものだ
といふ前提で考えなければなりません。
んと同時に、日本の外貨事情は今私
はそんな余裕のあるものとは思われな
い。かなり私は深刻なる事態、危機の
状態にあるといつていいと思ふ。

い。かなり私は深刻なる事態、危機の
状態にあるといつていいと思ふ。

そうでなければ、私は大蔵大臣に具
体的に伺いたい。なぜ、アメリカの市
中銀行から年率四分五厘とするよな
二億ドルの借入金、あるいはまた輸出
入銀行の保証による借り入れ一億三千
五百万ドル、合計三億二千五百万ドル
借りているわけで、四分五厘の年率で
すよ。ところが、日本は主としてアメ
リカの銀行に預金として三分二厘五毛
で七億ドル近いものを預金してい
ます。それが三分二厘五毛です。それ
から、証券に対する運用は二分七厘八厘
なんですよ。こんなに損をしてまでも
アメリカの市中銀行から借金をして、
そして外貨不足を補つておる。もし
日本の外貨事情に心配ないとするなら
ば、なぜこの預金を使わないんです
か。預金を使えば、アメリカに三分二
厘五毛で預けている預金、あるいは証
券として二分七厘八厘で運用してい
るでしよう、そういうものを使えば、
四分五厘もするよう高い金利で借り
る必要はないわけです。それにもかか
わらず、ますます不利を忍んで借りる
ということは、日本の外貨事情が非常
に緊迫している証拠だと思う。ですか
ら、大体十四億程度の外貨準備を持つ
る。実際はそれを割つておるから、二
億ドルを借金しなければならぬとい
うことでしょう。また、今度出資をする
場合、出資に対する金利は大体一分五
厘ですよ。それでも、もし出資をして一
出資じございません、貸付をしま
して、そしで足りなくなつた場合、
また市中銀行から借りる場合四分五厘
で借りるでしよう。こんな不利なこと

になるわけです。そこで、この貸付をするにつきましては、日本の外貨事情
といふものを現在十分に考慮に入れて

やらなければならぬわけですが、この
通貨基金の七条の二項の(1)によります
と、これは貸付をする義務を負わないと
ことになつてゐるんですから、何もこ
れに応じなくともいいわけなんです
ね。したがつて、今の日本は外貨事情
についてどうしても割り切れない点が
あるのです。なぜ、その預金とか証券
に日本の外貨を安く運用して、そして
高くアメリカの市中銀行からそういう
ものを借り入れているのか。非常な不
利な運用をしているわけですよ。それ
はどういうわけですか。それはどうし
てもここは割り切れないですね。

○國務大臣(水田三喜男君) この取り
きめが発動される場合には、これはひ
とりアメリカだけではなくて、本取り
きめに参加する十カ国の中の国も
利用できるということになつておるの
でありますから、私どもはこの余裕の
あるときにはむろんこれに応じます
し、またそうすることが義務であると
思つておりますので、これに参加する
ことは決して悪いことじゃないと。そ
れから、強制割当をされるということ
でしたら、木村さんのおつしやられる
ように、日本の現在と将来の余裕の問
題を少しも顧慮せずに応じたことにな
りますので、これには問題がございま
すから、その点で私どもの主張を認め
てもらつてあるということですから、
この点は私は問題ないと思います。こ
とに日本は今こういう事情でございま
すから、将来借りる必要が出るか出な
いかわかりませんが、私は用心のため
にIMFから三億五百万ドルのスタン

ドバイを今度取りつけございますので、日本は自分の必要なときには常に
IMFにそういう援助を申し出て見て

もらうのですから、日本以外の十カ国が必要があつた場合に、やはり

これに参加して他国の援助に日本も力を

を尽くすということは、これは当然でござりますので、この取りきめに参加

したことには少しも私は問題ないじやないかと思つております。

ただ、先ほどの外貨保有高の問題で
すが、これはさつき申しましたよう

に、どのくらいあればいいかという見

方はむずかしいので、一つは短期債務

との比較でいろいろ立論される人もござりますし、そうでなくて、輸入の何

月分ぐらいを持つて正しかったと見

いよ的な角度からいろいろ論議さ

れて、いろいろ外貨の保有高については

ございまして、これだけでは足りなくて非

常に危機だからやつたといつよりも、

政府の了解を得て、あの機会に借款交

渉をしてこれを成功させたということ

でございまして、これは足りなくて非

常に危機だからやつたといつよりも、

政府の了解を得て、あの機会に借款交

渉をしてこれを成功させたといつよりも、

政府の了解を得て、あの機会に借款交

渉をしてこれを成功させたといつ

せん。そういう措置をとつておくことがやはり一番安全であるという考慮から、早目にこの措置をとつたというだけでございまして、今後の国際収支の推移を見て、米国市銀への支払いは今年の十一月から始まりますから、そのときの外貨事情によつて借りなくてはいけないまゝでございまして、それはしのげるといふ状態でございまして、金利は局長から金利は局長から……。

○政府委員(福田久男君) IMFから借りる場合の金利でござりますが……。

○木村謙八郎君 なるべく簡単に願います。

○政府委員(福田久男君) 金利と申しますが、実は手数料と言つておりますが、金利に相当する手数料は、三億五百万ドルのうちで一億八千万ドル分については利息はつきません。利息的な手数料は必要ございません。残りの一億二千五百五十万ドルにつきましては、三ヶ月間はゼロ、それから三ヶ月から一年半までが2%、一年半から二年までが2・5%、二年から二年半までが3%、二年半から三年までが3・5%と、かようになつております。

○木村謙八郎君 大蔵大臣は、十一月ころになつてみないと、三億五百万ド

ルの借り入れ予約はあるが実際使
うかどうかわからぬと言つております
が、私は今の状況からいへば、どうし
ても借り入れざるを得ないような状況
になつてくるんぢやないでしょうか。こ
れは藤山発言も関連があるのでですが、
大蔵大臣、閣議で藤山さんの話も聞
き、それに対して答えられているよう
であります。私が見方によりまして
も、昨年の十一月から鉱工業生産は下
がる予定であつたのが下がらない。そ
うして十二月にちょっと下がつたけれ
ども、一月にまた上がって、二月、三
月は横ばいのような状態ですよ。藤山
さんがそれを一つの根拠として言つて
いると思うのですが、この状態では輸
入は減りませんし、国際収支は大幅な
赤字になると思うのです。政府の予想
のよくな一億ドル程度の赤字ではどう
てい私は済まないと思いますね。私の
しろうとの計算では、少なくとも現在
の鉱工業の生産の推移では、政府の予
想との間に2%の差がございますよ。
そうしますと、年率2%の差といいま
すと、二億五千万ドルくらいの差が出
てきますよ。三億五千萬ドル、あるいは
もつとになるかもしれません。そ
うしましたら、私はどうしても借り入
れざるを得ない、こういう状況になる
と思う。そういうこともあり、また消
費者物価も上がつておるので、藤山さ
んは、このままいつら国際収支は楽
観できないということを言つていてる
ので、私はこの IMF の貸付について
も、そんな貸付ができるような余裕の
ある状況じやないんぢやないか。もし

余裕があるというのならば、心配ないと
いうのなら、なぜアメリカから高い金
利の四分五厘もするのを借りて、そし
て日本がアメリカに証券なり預金で安
くこれを運用させているのじゃありま
せんか。こんなことをなぜするのかと
いうのですよ。その点ですね。国際收
支の今後の見通しについて、藤山さん
との見解が非常に違っていると感うの
です。重要な相違点だと思うのです
が、この点について大蔵大臣も閣議で
お話し合いされたと思うのですから、
その点についてお伺いしたいと思いま
す。

○國務大臣（水田三喜男君） なぜ借り
てそんな運営をしているかというの
は、さつき申しましたとおりで、やは
りいろいろ論議があるときでございま
すので、外貨準備高の一定の保有をし
ておくほうがいいという判断からやつ
たということをごさいます。

それから、三十七年度の国際収支見
通しでございますが、正直にいいまし
て、下期の見通しについては、まだな
かなかむずかしい問題がござりますの
で、私どもも、当初政府が予定したと
おりにいくかどうかとということについ
ては、もう少し検討させてもらわないと
何とも言えないと思いますが、身近
の上期の分につきましては、これも非
常にむずかしい要素を持っております
が、私どもの見当では、最初政府が見
通したとおり、総合收支において上期
において一億ドル前後の赤字が最初の
見通しでございましたが、この見通し
はそう狂わぬで済むというのが今のと
ころ私どもの考え方でござります、上
期につきましては。ですから、問題は
下期でございますが、下期も、まあ上

期の推移を見ないと下期のほんとうの判断はできませんが、全体として、そら政府の最初の国際収支の見通しに大きい狂いがないとするのでしたら、外貨の資金繰りの問題というようなものは、これはそう問題になるようなことは今年度はないのじやないかといふのが私どもの見方です。

藤山企画庁長官の考え方私どもも、そう食い違つてゐるわけではございませんが、生産の落ち方が足らないといふところから、これは当然企画庁としてもいろいろ心配されるのは当然だと思いますが、これにも問題がございまして、企画庁の見方は、御承知のとおり、昭和三十六年度の一応経済の伸び率の見通しに立つて、それから五・四%の伸びといふものを見越していました。その五・四%を算出する三十六年度の基礎が、今実績においてすでに狂つてきました。そうしますといふと、三十七年度の輸出入はこのくらいい、たとえば設備投資はこのくらいといふ、あの絶対額を大体動かさないであの見通しどおり経済運営することが妥当だということになりますと、三十六年度の実績が高まつて、しますから、五・四%の伸び率といふものは当然自動的に修正されていい。三・何%というようなことになるかもしません。もしそうだということになりますと、伸びになつて、このカーブの書き方が今度は違つてきますので、もう少し落ち方があるやかであつて、伸び方がゆで上がる、そうすれば平均五・四%の行なわれればいいということになります

すといふと、一一三月の落ち方が当初の予想より著しく落ち方が低いということですが、その点はある程度考え方が変わつてきまして、なだらかに落ちいくという方向が確保されるなら、そう心配する事態でもないということになりますので、そういう意味から、私どもは三月だけではいかぬ、二、三、四と、少なくとも四月実績といふものを五月にかけた傾向、こちらを見通さない、といふと、この問題について軽々しく、まだいろいろな政府施策をどうするかという対策もちょっと早い。そう変更する必要があるのかどうかというようなものも、問題は四月から五月にかけた傾向を見てからいいというのが私どもの考え方であつて、別に違つてゐるという問題ではございませんで、やはり四月、五月の傾向を見れば、大体今後どういう措置をとつっていくのがいいかという見当もはつきり私どもに確信が持ててくると思つております。

ですから、私どもは、今一、二、三の落ち方が少なかつたということは事実でございますが、問題は、傾向線が、これが四月、五月からまた上がっていくようない状態でしたら、これは相当考えなければなりませんが、今のところは落ちる傾向だけははつきりしておりますし、在庫増を見ましても、四月ごろからの生産が落ちるということは私ははつきりしていふと思いますし、また貿易に見られる、信用状況に見られる一つの傾向といふのも、この上半期に相当大きい国際取扱上の赤字を出すといふ傾向にはなつておりませんので、そういう点を勘案してみますといふと、上半期の最悪の場

まつでくるかともいふうに考へておれば。

○木村裕八郎君 簡単にひとつ。そろ
る場合に何らかの規制というものをお
やりになるのかならないのか、単に民
間の自主的な規制だけで済むのか、あ
るいは政府が勧告みたいなことをする
程度か、あるいは何らかの規制、また
法的に統制経済じゃありませんから戦

○政府委員(大月高君) ただいま申し上げましたような過程で、かりに資料が出て参りますと、それに応じてどんな対策を講じるかという段階に入ります。現在やつておりますやり方といったましては、昨年の七月にまず基本的な調査をいたしまして、その結果、日本銀行と大蔵省と市中金融機関とが集まりまして、一つの考え方をきめて、それによって今実行いたしておるわけでござります。それは当時の設備計画がそのままに参りますと、大体三兆八、九千億ぐらいにはなるだらうかと、去年の話でございますが、そういう勢いでございましたので、それで多過ぎると、大体一割程度削減いたしましたと——削減と申しますよりも、正確に申しますれば、これは計画をやめるというのじゃなしに繰り延べをするわけでございますので、一割程度繰り延べをいたしました、大体三兆六、

七千億くらいのところへおさまれば、一応の目的は達するのじやあるまい。ということで、一割程度を繰り延べるという申し合わせをいたしたわけござります。それに基づいて、金融機関といたしましては現在貸し出しの実行をおいたしておるというのが実態でございまして、その数字は、ちょうど通産省開かれまして、通産省関係でおおむね一兆六千億くらいでございましたが、そのくらいの数字にしたらいいだるうといふお話をほばベースが合つたわけございます。で、そういう意味で設備を繰り延べるという方向で金融をずっと実行いたしまして、それでこの問題は、法的な規制ではございませんので、銀行協会の中に資金調整委員会というのが今設けられておりまして、そこでお互いが話し合いで、調整をとりながらこの繰り延べを実行していく、いろいろ形になつております。で、一ヶ月置きにその実行の結果を各銀行が資金調整委員会に持ち寄りまして、一休計画に比べて何パーセントぐらい今繰り延べをしておるかという実績を調査いたしまして、今発表いたしております。で、今発表されておりますのは、まだことしの一月の実績でございますが、その実績によりますと、大体当初の計画の一割ちょっとと練り延べになつておるという実績でございます。で、三月の計数が今までとまつつきますが、大体において一二%若干こえるくらいの調整は行なわれたようでござります。本年度におきましても、調査の結果よりまして、従来の資金調整委員会を活用していく方式はこれを統けて、いつ

たらよからう、また通産省における産業合理化審議会におきまして、この練り延べが一律にならないように、業界のそれぞれの実態に合つたような調整をおやりになつておりますので、その調整の結果を受けて、資金調整委員会を使って、両方から設備投資の調整をやつていただきたい、こういろいろに考えておるわけでござります。

で、お尋ねの金利政策その他ほかの手段を併用するかどうかという問題は、調査の結果及び経済情勢全体をながめまして、金利政策となりますと、単に設備だけではなくて、在庫の問題、消費の問題その他全体の経済の動きに関連いたしますから、はたしてそれを使ふ必要があるかどうかという全体の判断とにらみ合わせて考えたい。で、設備投資自体の問題といたしましては、従来の方式において大体予定いたしたよくななペースの調整はやつております。ただ、いろいろの統計を見ておりますと、昨年度の実際の実績が、われわれが想定いたしておりました経済計画よりも相当上回つておるのではないかということをございますので、実際に経済の総生産全体を算計いたしますと、どういう数字になつておるか、それは今の段階で私どもはつきりわかりませんけれども、設備投資を繰り延べをするという方針を昨年の七月にきめまして、それを実行いたしております段階では、その計画と今の実際とについては、一一、二%程度繰り延べになつておるといふ実績はあげておる次第でございます。

○政府委員(大月高君) 当時の企業を持っておりました設備計画、これはわれわれの調査では百五十社でございましたから、正確な数字は覚えておりませんが、一兆一千幾らくらいになつたかと思われます。それで、その百五十社の全体の設備計画に占めるシェアがござります。で、産業合理化審議会、通産省所管の部面におきましても、これは全体の設備計画を抑えておるわけではございませんので、多分そのシェアは四六、七%くらいであつたかと思われます。で、われわれが目ました百五十社も、それよりもずっとシェアは低いわけでございますから、それで逆算いたしましたと、大体三五億万くらいになるのはあるまいかと全体を推計いたしたわけでございまして、それでは多過ぎるので、その比率でわれわれの調査いたしました百五十社について繩引延べを求めながらどうかと、こういう計算になつたわけでございます。したがいまして、今申し上げました三兆八、九千億といふのは、われわれの調査の実績ではございませんで、全体を推計いたしましたその当時の会社の計画の数字でござります。

れわれは実数を持っておりませんから、それは全体の、企画庁で御調査になります全体の設備計画が一体とのくらいになつておらなかといふ統計によらざるを得ないかと。しかし、その実績も、まだ全体としては三十六年度の実績が出ておらない段階かと考えておられます。

○木村祐八郎君 さつきのシェアからいくと、逆算できるわけですね。逆算など、どのくらいと見られますか。三兆八千九百くらい、九千くらいの一割減くらいのところで見ておいていいですか。

○政府委員(大月高君) 当時の計算から申しますと、だいいま仰せのような数字になると見うのでござりますけれども、ただ、現実の姿から見ますと、当時想定いたしておりましたそのシェアの数字が違っているのはなからうか。ということは、全体の設備計画が當時想定いたしました数字よりも相当大きいではなからうかといわれておりますから。ということは、われわれが見ておりました百五十社の限度においては、ある程度の繰り延べを想定したようにやつておりますけれども、その他の分野においてのあるいは設備が進んでおつたのか、その辺の原因はつきりいたしませんが、当時の想定の三兆六千よりは相当上回った数字になつておるのではあるまいとかと今いわれております。ただ、今時期的に関係もございまして実数はわかりませんので、そこはわれわれとしてもはっきり申し上げられないのです。したがつて、そのシェアの問題につきまして若干違つておつた面があるか、あるいはシェアの違いはわれわれが想定し

これは実績がなる予定ということなんですか。

○政府委員(大月高君) 当時の企業が持つておりました設備計画、これはわれわれの調査では百五十社でござりますから、正確な数字は覚えておりませんが、それが、一兆一千幾らくらいになつておつたかと思われます。それで、その百五十社の全体の設備計画に占めるシェアがどう、ますで、差をさりとて、

れわれは実数を持っておりませんから、それは全体の、企画庁で御調査になります全体の設備計画が一体とのくらいになつておつたかという統計によらざるを得ないかと。しかし、その実績も、まだ全体としては三十六年度の実績が出ておらない段階かと考えております。

○木村禪八郎君 さつきのシェアからいくと、逆算できるわけですね。逆算など、どのくらいと見られますか。三兆八千九百くらい、九千くらいの一割減くらいのところで見ておいていいですか。

○政府委員(大月高君) 当時の計算から申しますと、ただいま仰せのような数字になると見うでのござりますけれども、ただ、現実の姿から見ますと、当時想定いたしておりましたそのシェアの数字が違っているのではなからうか。ということは、全体の設備計画が当時想定いたしました数字よりも相当大きいではなからうかといわれておりますから。ということは、われわれが見ておりました百五十社の限度においては、ある程度の繰り延べを想定したようにやつておりますけれども、その他の分野においてのあるいは設備が進んでおつたのか、その辺の原因ははつきりいたしませんが、当時の想定の三兆六千よりは相当上回った数字になつておるのではあるまいとかと今いわれております。ただ、今時期的に関係もございまして実数はわかりませんので、そこはわれわれとしてもはつきり申し上げられないのです。したがつて、そのシェアの問題につきまして若干違つておつた面があるか、あるいはシェアの違いはわれわれが想定し

たとおりでございましたが、その後の伸びにつきまして、その他の部面が伸びたものか、その辺のところはこれらの一検討に待たなければ率直に申しましてわからない現状でございます。

○木村禎八郎君 これだけでいいのでありますが、大体三十六年度の実績がわかるのはいつごろわかるのでしょうかね。

○政府委員(大月高君) 法人企業統計で今実績が出ておりますのは、多分昨年、三十六年度の第一・四半期程度だと思います。それから推定しますとその後の伸びが一応出ますから、そちらからの推定数字はあるかと思いますけれども、実績としては、まだ日本の統計では去年の四一六ぐらいのところが実績かと考えております。

○木村禎八郎君 けつこうです。

○委員長(棚橋小虎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君) 速記を始め
て。

ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○木村禎八郎君 私は、本改正案に反対するものであります。

反対の理由の第一はですね、この改正案の趣旨は、近年世界主要国の通貨が交換性を回復するようになり、いわゆる短期資本の国際的移動が大幅に自由になつた結果、短期資本の流出に

よつて国際收支の安定が脅かされるようになつてゐるので、その対策の一つとして、加盟主要工業国十カ国が六十億ドルを限度として基金に自國通貨を貸し付けて国際通貨基金の資金的基礎を充実し、その機能を一そら強化するという点にあるのでありますけれども、この貸付によつて短期資金の流出による国際収支の不安定を基本的に解決する役に立たないと思うわけです。そればかりでなく、国際収支の不安定の原因がどこにあるかといふ基本的な問題の所在をかえつてそらしてしまいまして、根本対策をおくらせたり、あるいは根本対策の樹立を妨げる結果になるのではないかと思うことが第一の反対の理由であります。

短期資本の移動による国際収支の不安定ということは、具体的にはアメリカのドル危機ということにあると思うのであります。そこで、この六十億ドルを限度とする貸付の問題を考える場合には、ドルの危機の原因は一体どこのにあるかといふことをもつと根本的に考えて、その貞の原因に対し対策を立てなければならぬと思うわけです。この点については、最近も国際的に非常な関心を持たれ、そしてそのドル危機の原因に対する対策等いろいろ提示されているわけであります。

私はドル危機の原因に二つあると思うわけですが、その一つは、アメリカの国内政策にあると思います。それは、アメリカが一ヵ年約七十億ドルに上る資金を、ソ連に対抗するために軍事援助とかあるいは経済援助等によって約七十億ドル援助をやつているわけですが、その七十億ドルの援助はアメリカの貿易の黒字によつて埋めている

わけですが、貿易の黒字が大体四十億程度でありますて、残り三十億ドルは国際收支の赤字になつてゐるという点、それからまた、アメリカが対ソ防衛のために予算の半分ぐらい軍事費に使つてゐるわけです。こういう結果、アメリカの国際収支が赤字になつて、そろそろドルの不安が起つたわけだと思うのです。そしてアメリカのドルと金との間に差ができるおりまして、今アメリカは金本位といつておりますけれども、実際にはドルは金ではないわけでして、金に対して減価していく、価値が減つているわけであります。したがつて、最近の国際通貨の不安定を除去する根本的な対策は、まずアメリカに対しても、ドルの危機の一番基本的な原因である、そういう軍事的な政策に基づくアメリカの国際収支の赤字というものを、これをやめさせることを要請しなければならないと思うのです。

そのドルの不安定は結局金の不足に原因があると思うのです。金不足の原因についてはいろいろあるのであります。が、貿易量が非常に多くなるので新産金をもつてこれを補えない。大体世界貿易が年々五、六%増加していくのに、対して、新産金は大体一、五%程度、金額にして約年間七億ドル程度にすぎない。それから、もう一つはアメリカがドルが減価しているにもかかわらず、一オノス三十五ドルに金価格を抑えているという点に金不足の原因があると思うのです。本来ならば、アメリカが金価格を引き上げドルの切り下げるばかりでなく、各国の金準備もふえるわけなんですが、アメリカが無理に行なうわけなんですが、ドルを金に結びつけて金価格を変えない、引き上げない、そういうところではやはり金の不足の原因があると思うのです。ですから、第二の対策としては、私は金価格の引き上げということが国際的な通貨不安を除去する対策でなければならぬと思うのです。

この国際的な通貨不安の対策としては、たとえばトリフィンの案のように、国際的な通貨を創設すべきだといふ意見もござりますけれども、国際通貨は結局は金でありますから、金不足の問題をやはり解決する必要があるというのです。ところが、今回の六十億ドルの貸付によつては国際通貨の不安定を解決する役には私は立たないと思うのです。それはほんのこゝや張りのよくな手当にすぎないと思うだけです。これでは通貨不安定の根本的な原因がどこにあるかということが十分に解明されないので、そしてそれにに対する根本的な対策がむしろ回避され

る、こういうマイナス面があるのではないかと思うわけです。これが反対の第一の理由であります。

第二の理由は、この貸付についてこ
れは規約上できるわけでありますけれども、しかし、その運用については、これは通常貿易に基づく赤字を補てんするという場合にのみ運用されるべきであるわけです。アメリカは、国際通貨基金が発足するに当たりまして、この運用について、通常の貿易取引の赤字補てん以外にはこの資金は運用すべきではないということをはつきり確認しておるわけであります。それにもかかわらず、アメリカはその後ドル危機に際会しまして、このIMFの運用に関する規約ですね、これは第六条で規定しておるわけでありますけれども、これを拡大解釈しまして、そしてホット・マネーの移動に伴う国際収支の不足を補てんすることができる、こういふように解釈して、この貸付資金の運用をはからうとしているわけです。本来ならば規約を改正して行なわなければならぬのですが、規約の拡大解釈を御都合主義で行なつてゐるわけです。これに対しては各国からも非難的には各國はその拡大解釈を承認したわけでありますから、承認した以上は、本質的には規約に違反するのだけれども、これは運用されていくよと思ひます。しかし、本来の趣旨からいえば、IMFを設けた趣旨からいえば、これは変則的なものであって、そういう面からいって、これはホント・マネーの移動に伴う国際収支の不足をこ
ういう形で補てんすべきではないと思

りきめをするのが適当かどうかといふことは、その時々に立つて、かつまた、ある程度日本の船、飛行機等の国際線の開発計画等をもに合わせます。して、不当に日本が損をするとかあるいは意味がないといわれるような場合には、相互免除の協定はやらないといふ方向で取れるものと考えております。

○荒木正三郎君 で、さしあたり、この法律が成立した場合、相互主義による非課税措置をとるといふことが予定されている相手は、どういう国がありますか。

○政府委員(松井直行君) 船につきましては、先ほど申し上げましたように、台湾、フィリピン、ビルマ、それからニユージーランド、オーストラリア、それからメキシコ方面におきまして、まだ取りきめがないままで相当日本の船が課税されておる。実績の大きい国でございますので、こういうところにつきましては、まだ確定的な外交交渉を始める計画も何も持つてはおりませんが、まずこういうところから手をつけけるということに相なうかと思ひます。

それから、飛行機につきましては、先ほど申し上げましたとおり、アメリカ線は別といたしまして、ヨーロッパに乗り入れを計画いたしておりますので、そういう関係国との間で話し合いを進めるというのが、先着順位じゃないかと思います。特にヨーロッパにおいては、フランス、それから西独、イタリア等と協定を結ぶのが先決じゃないか、こう考えております。

○荒木正三郎 それで、アメリカの場合ですね、これは相互主義による非課

○政府委員(松井直行君) 国際運輸業にかかる所得に対する相互主義による非課税というこの法律によるものと、それから租税条約によるものがござります。その関係についての御質問だらうと存じますが、単に国際運輸関係のみならず、その他一般に法人税、それから個人の所得税を初めといたしまして、相互の国の間ににおいて資本の交流とかあるいは人間の動きとかいうものが激しい場合には、船、航空機のほかに、一般的にこの二重課税を排除するという意味におきまして、租税条約を締結するのが非常に好ましいことは申すまでもございませんが、何分相手方の国内事情、政治事情、それから双方の国内法の相違等によりまして、租税条約を結びますときに非常に時間がかかるっております。現に今まで結びましたものにつきましても、二年前後は優にかかる、こういう状況でありますので、できれば全般的な全体条件といいますかを含めて、租税条約によるのが非常に好ましいのですが、こういう国際間の運航等に関するものにつきましては、もとと簡易な手続で、相互の条件がそろうときにはもとと簡易な方法でやるほうが便利であるといふわけで、この法律に従つてやるということに相なります。もう一つの相違は、租税条約によりますときには普通、所得税、法人税に關する二重課税の排除といふことが中心になりまして、地方税を含めておりません。ところが、この外国船舶の所得税の免除に關する法律によりますと、現在でも所得税、法

○荒木正三郎君 現在、租税条約によつて二重課税を回避といふか、いわゆる租税条約を結んで、そつとして船舶とか航空機による二重課税を免除する、こういうふうにすでになつてゐる国はどういう国ですか。

○政府委員(松井直行君) まずアメリカでござります。これは船舶、航空機。それからスエーデン、これが船舶、航空機でござります。それからパキスタン、これは航空機のみでござります。それからノルウェー、これが船舶、航空機。それからデンマーク、これも船舶、航空機。イング、これは航空機、それから船舶もござりますが、船舶は、これは全免じございませんで半減であります。シンガポールが船舶、航空機、オーストリアが船舶、航空機。したがいまして、この免除に関する法律によるものうち、この租税条約のあるものは米国とデンマークとノルウェーということに相なるかと思ひます。

○荒木正三郎君 半減というのはどういうことですか、中身は。

○政府委員(松井直行君) なかなかむずかしい問題になりますが、普通お互いの国の船が相手国に寄つたときに、相手国で生じた所得につきましてお互いに全免をやろうというのが全部免除する相互協定でござりますが、課税されるべき範囲の半分は課税を負けましょく、半分は課税いたします。これはインドと条約を結びましたいろいろな經

過を聞いてみますと、日本の船はじやんじやんインドに行くが、インドの船は日本にあまり来ないというよくなことで、インド側の要求がございまして、この条約がこういうふうになつて他方の締約国により課される租税の額は、その額の五十パーセントに等しい額だけ賄済される。」半分は船について負けましよう、こういう租税条約がございますが、ほかにはこういう例はありませんです。

○政府委員(松井直行君) 国税、地方税を問わず、およそインカムに課せられる税金を相互に免除しようというのがこの趣旨でありますので、地方税を含めてないものにつきましては地方税をも含めるという意味において今回の法律の意味があると思います。

○荒木正三郎君 そうすると、こういうことになりますね。従来の租税条約では地方税は含まれていません、それで、それだけでは十分でないので、今度の措置によって地方税も含めて非課税措置にするということについては、やはり相互主義による非課税措置といふものを租税条約を結んでおる国々ともやっぱりやりやつていかなければならぬと、こういうことになりますか。

○政府委員(松井直行君) おっしゃるところでござります。

○荒木正三郎君 そこで、一例といふことになるのですが、アメリカとの関係ですね、航空機について考えた場合、アメリカからの飛行機といふのは、すいぶん日本に来るわけですね。どちらへ来るのか、数字では私は知りませんけれども、いろいろの航空会社が東京へ来る。日本の場合ですね、日航がアメリカへ行く。それは先ほど説明があつたように、ハワイ経由、シアトルはどこを経由するのか、北方経由ですか、それのみで、しかも太平洋沿岸といふふうに制限されていて、それが、それでは全く均衡がとれないじゃまないかといふふうに思うのでございま

す。それを相互に非課税にするということは、ほとんどこれは日本の利益と

いうものを放棄しているようなかつこぢやないかと思うのですがね。そういうことにならないですか。

○政府委員(松井直行君) 現今の利用

度といいますか、相手国への乗り入れの程度、度合いからいいますと、おっしゃるとおりになると思いますが、相

互主義というのは、全く利益といいますか、相互の乗り入れの点も何もかもほとんど均衡のものでないと損得が起

ることになりますが、どうぞお聞きなさいといふものでもない

ところからできなさいといふものでもない

国際線のうちアメリカで獲得したインカムについても幾らになるかという計算方法をとつてよろしいという了解がつきました。ところが、日航につきましては、国際線は赤字でございますの

で、アメリカにおきましても地方税は払っていないという状況でございま

す。ただ、払っておりますのは、各州ごとにインカム・タックスとしまして均等割といふのがござります。これは百ドルでございますが、これだけ払っておるというのがアメリカに関する問題でござります。

○須藤五郎君 昨年の総計はどのくらい、日航はどのくらい税金を払ってい

るか。

○政府委員(松井直行君) アメリカに

いたしまして、国税は払っていない。地

方税も免除を受けておる。ただ、均等割のみを払つておる。ただ、このほかに固定資産税その他幾ら払つておる

か、資料は持つておりますが、もう

つから生じた課税状況は日米間におい

てはそういう状況になつております。

○須藤五郎君 インカムといふのは合

計どのくらい払つておられるのですか。

○政府委員(松井直行君) 今申し上げた資料でございますが、御満足のいく精緻な資料でございませんが、手元に持つておりますだけ御返答申し上げたいと存じます。日航が今進出して払つております。ところが、地方

税は免除にはなつております。が、

一九六〇年以降、日航の全世界所得を

国内線と国際線に区分いたしまして、

れを合計したらどのくらいになるか。

日本が諸外国に払う税金はどれだけか、諸外国が日本に払う税金はどれだけか。先ほどから荒木さんが質問して

いるのもそれがあると思う。

○政府委員(松井直行君) じゃ、日航が払つてある額から申します。一

番大きな進出先であるアメリカは今申し上げたとおりであります。そのほかで課税額の大きいところを申し上げますと、そ

と、台湾、中国です。国税たる營業税といたしまして二百七十二万四千円、それからタイ国に対しましてイン

カム・タックスといたしまして九十二万七千円、それからビジネス・タックスといたしまして五十二万七千円、それからフィリピンに對しましては、一種の事業税といたしまして、これは三十六年四月から三十七年の三月までございますが、百二十九万。結局、中国、フィリピン等に支払う額が非常に大き

いといふことに相なつております。

それから、外國の飛行機が日本へ來て課税されております実績を申し上げますと、課税年度が違いますので、な

かなか総計といふわけには参りませんが、フランスのエア・フランス、これ

は大体の傾向をとらん願えるかと思ひます。三十三年十二月に、これは税金じやなしに課税所得でござりますが、百七十万、三十四年十二月に三百三十万、三十五年十二月に五百三十万。それから、香港から入つていて、

アメリカの飛行機が来て、アメリカだ

けでなく、外國の飛行機が払う税金

は日本の政府の収入になるのでしょ

う。それから、向こうの外國の飛行機、

アメリカの飛行機が日本に行つて、税金を払うとすれば、それは国の收

入になるのでしょうか。だから、税金を払う者と收入を受け取る者が一体なら

ば問題はないと思ひうるのですけれども、

そこが違うのじゃないですか。

○政府委員(松井直行君) そういう面でながめずに、日本の日航がアメリカに行つたときには、アメリカ政府が、

日航がアメリカでもうけた分についてだけ税金をアメリカが取ります。日本の政府は、アメリカの飛行機が羽田に着いた、羽田でいろいろもくけます、そのときに日本政府が取ります。日本

会社の飛行機が三十五年三月に三十五万、三十六年三月はゼロの申告でござ

います。それから、オーストラリアのカンタス・エンパイア・エア・ウェー

ズという航空会社は、三十三年十二月に三百十万、三十四年十二月に七百九

十万の課税標準になつております。あ

とは無申告または相互協定によつて免

税されてるものでございまして、今

で課税額の大きいところを申し上げますと、そ

れぐらいが課税額の大きなところじゃないかと存じます。

○須藤五郎君 私たち知りたいのは、

要するに日本が払う金がどれだけで、それから日本が受け取つている金がど

れだけか、それをお互いに非課税にす

るとバランスが取れないのじゃないか

といふ点だと思うのです。それで、

飛行機のみならず、船も含めて今度非

課税になつた場合はどれだけ日本が現

れだけか、それをお互いに非課税にす

るとバランスが取れないのじゃないか

といふ点だと思うのです。それで、

飛行機のみならず、船も含めて今度非

課税になつた場合はどれだけ日本が現

れだけか、それをお互いに非課税にす

航が得をして、日本政府、國は利益を得ないというのと違うのですか。何だか日航にサービスをするような感じがするのですが……。

○政府委員(松井直行君) 日航は日本に本社がございますので、全世界所得について日航に課税をいたします。それから、日航が、今アメリカでは課税になつたとおりですが、課税になつたとすれば、課税になつたら、対象に税金を出して、それで外國へ払つたものだけはそれを控除してやる税額控除の制度はございますが、その企業の中心といいますか、本店のある所在地国では全所得額について税金をかけておられます。

○須藤五郎君 税金を得る者はだれかということです。払う者と得る者が一体ならば、問題はないと思う。しかし、日本から

日本で全所得額について税金をかけておられます。

○須藤五郎君 税金を得る者はだれか

です。払う者と得る者が一体ならば、問題はないと思う。しかし、日本から

とをお互い免除いたしましょう。こう

○木村禪八郎君　さつきのは地方税も含んでいるのですか、日本の政府に納める税金の中に。さつき報告されまし

たね、地方税。

法律に地方税も——今まででは地方税はか

かつていて免稅ではない。非課稅では
ない。今度は地方税と半課稅二二二場

ない。今度は地方税を非課税にした場合、日本の地方財政にはどのくらいの

影響があるか、調べられていますか。

○説明員(降矢敬義君) お答え申し上
げます。現在地方税として課税してお

りますのは法人事業税分だけでござい

ます。その分は、これは課税年度は多い事業年度二年れてるりますけれど

少事業年度とされ、大半は三十五年で、大体三十五年を中心にして申し上

げますと、千七百万程度でございま

○木村福八郎君 今度はあれですね、

事業税のほか道府県民税、市町村民税

も非課税にするということになつてい
るのですが、今まで道府県民税、市

町村民税はかけていないわけですか。

○説明員(降矢敬義君) 従来は、御承

税割は法人事業税を課税標準といたし

ております。法人税を課税標準といた

しておられます。したがつて、法人税の課税標準がゼロである場合は、これ

は課税できない、こういう仕組みに

なつております。したがつて、法人税

か相互免除になつておる場合には、地方税の法人税割は課税しない。法律制

度的にはそりなつておるわけでありま

す。それから、住民税のうちの所得割

でありますか、これは従来、所得税

を説教標準として扱う方のところが

は、ただいま申し上げたと同様の関係になつて課税をしておらなかつたのでござります。制度として課税標準がなき結果、税額が出来なかつたという結果になつておるのでござります。

○木村禎八郎君 要するに、今まで法人事業税だけで約千七百万。

○説明員(降矢敏義君) はい、法人事業税だけ、三十五年度を中心にして申し上げますと、千七百万程度課税しております。

○木村禎八郎君 これは航空機。船舶は……。

○説明員(降矢敏義君) ただいま申し上げましたのは航空機だけでございまして、船舶は、從前から大正十三年の法律で事業税が入つております、その適用を受けておるものについては全部非課税になつております。相互免除で課税しておりません。

○木村禎八郎君 ああ、そうですか。船舶においては、この租税条約によつてすでに非課税になつてゐる。

○説明員(降矢敏義君) 租税条約でなしに、大正十三年法律第六号の関係で相互免除で非課税になつておるわけになります。それが事業税といふ方に法律改正になつて、それが適用を受けておまゝ今日全文改正しようとする法律には、大正十三年以來營業税が入つております。それが事業税といふ方に法律第六号に基づきまして、外交交渉、

○説明員(降矢敏義君) 大正十三年法第六号に基づきまして、外交交渉、

法律なのでですね。

○木村禎八郎君 その法律は、やっぱり国際協定によつて、それに基づいた

交換公文によつて確認をしてやつてきただけでござります。

○荒木正三郎君 今の問題ももう少しお尋ねしなければならぬと思うのです。しかし、その前提に、まあ航空機の場合特に言いたいことですが、やっぱり相互主義による乗り入れの問題をまず確立する必要があると思ひます。先ほどお話をあつたように、日本の場合は、東京といえば、これはもう日本じゅうどこでも、どこの航空基地に着いたも同じくらいの価値があると思うのですね。東京といえば、日本の場合は、ハイエアコン由と北方エアコンと、わざかにシートル、サンフランシスコですか、まあそれくらいの太平洋沿岸しか乗り入れていいない。これは全く相互主義の原則からいって不當の——日本はまあ航空事業がおくれておったという事情もあるかもしませんが、制限を受けている。当然アメリカの主要な地域に乗り入れできる、こういうやつぱり平等の立場といつものができるわけかぬと思うのですね。そういう面の交渉をもう少し詳細に説明してもらいたいと思うのですがね。どういうわけかぬと思うのですね。あるいは日本の航空会社にそれだけの能力がないのか、あるいはその他の事情によるのか。税金のほうだけは相互主義で非課税になる、これはいいと思うのですがね。しかし、それには前提として、やっぱり相互に乗り入れる平等な立場をもう少しだけの能力がないのか、あるいはその他の事情によるのか。税金のほうだけは相互主義で非課税になる、これはいいと思うのですがね。それでなければならぬと私は考えるのですよ。そうでなければ、いろいろ日本が一方的に不利な立

場に立っている。相当たくさん税金が取れるのに取れない、こういう事情が生まれてくるのじやないかと思うのですがね。

○政府委員(松井直行君) 私、この日本の航空事業の諸外国への乗り入れ計画その他、最近の計画はここに持つておません。運輸省等で調べたいと存じますが、そのときに二つ問題がございまして、今おしゃった条約についてお互いに免除し合うという慣習が、すでにアメリカとは条約を結んでおりますが、船とか航空機とか国際的なパターンとしてあると、いろいろのほかに、あいまいな先進国と申しますか、日本は資本受け入れ国ということになっておりまして、利子、配当、ロイアルティ、それからお互いに居住者間の所得の課税、あらゆる条件についても、今まで条約といふものを結んでいますので、金体を結びます条約の内容とのかね合いで考えなければならぬ。かつまた、この船と飛行機の問題は、非常に国際的に共通して相互免除をやろうという一種の慣習のあるものであるということを考えなければならぬと思います。

もう一つ、きょう御審議願つております法律、これが通りましても、すぐ近くのこの国ともそななるのだというのではないございまして、先方が日本のためにどの税をどの範囲で免除するのか、それに応じて日本もその国の船、飛行機の日本であげるインカムについてどの範囲でどの程度免除するのか、新たに別個の外交交渉が持たれまし

て、交換公文等が交換されるときに初めて、われわれのはうで政令の中に、國とどういう税金をまるけるかということをあらためてそこにつけ加えて書くということでもつて効効するといふことに相なるわけでありまして、今御審議願つておる法案は、それが通れば、どこの國ともそのままになるのだと、いふことでなしに、ほかにあらためて荒木委員がおつしやつたよな諸種の事情を考え、相互主義の実が生かされるような國と条件のそろつたときにもうることに相なるかと存じます。

○荒木正三郎君　これは相互主義です。からね、日本の乗り入れていない、航空機が入つていな國との間には成り立たないと思うのです。双方が乗り入れているものでなければ成り立たない。しかも、相手側がどういう条件を出すかわかりませんから、今お話しのとおりだと思うのですね。

私の主要な質問は、日本の航空事業者については非常におくれた。ですから、国際航空路線というのは非常に短いですね。日本の場合は、その立ちおくれがあるわけですね。これはアメリカだけの問題じゃないと思う。ヨーロッパ方面における進出といふものは、全く皆無といっていいくらいないわけです。そこで、課税の問題もあることながら、それの前提として、相互乗り入れるというこの問題、私は重要じゃないかと思うのですね。これがまだ十分伸びていない、国際路線が伸びていない、その理由と、また将来の展望ですね、そういうものを、やはり運輸省からも来てもらつて、この際説明してもらいたいと、委員長、私思つてますがね。そうしないと、前提が

はつきりわからぬですね。あなたのほう
うでそういう展望はわかりませんか。
また、どういう事情になっているの
か、最近のこの航空機乗り入れの交渉
ですね、どういうふうになつてているの
か。

そのあとで、先ほど、この法律が通つたあとは外交交渉で具体的にそれをきめるというのですから、そういう条件やなんか、今度国会で確認したりなんかする機会はあるのですか。一応この法律が通ると、あとは政府にまかし

○政府委員(松井直行君) 今の法律の建前では、交換公文を取りかわすことによりまして、政令の中に、新しい国とその国の間の条件を書くといふことに相なるわけでありまして、法律の

形式でこちらで御審議願うということに相ならないものと存します。

好になってしましますね。ですから、法律をわれわれ審議するときには、「ある程度施行細則とかなんとか、内容をある程度まで一応わかつてない」と

あとで非常に——かりにですよ、不承りになつたような場合、国会でどうも、ようがないじゃないですか。これを通じたあとは政府に御一任ということになつちやつたら、ある程度までそれが固まつて、最終的に固まつていなくて、大体こういうことになつて決して日本には不利ではないのであるといふことが一応わかりませんと。それから、今荒木委員が言われたようなことを含めてですね。

それから、ついでに、たとえば全体の、さつきお話しのように、日本は資本受け入れ国でしょう。それで、外資やなんとか非常に導入していますね。外資導入なんか多いでしょう。それとまた、貿易外収支でも、運賃とか保険料とか非常に支払いが多いわけです。今國際収支で非常にマイナスになつてゐるわけですね。特にアメリカでは、例のボナー法とかいうものがあつて、それでアメリカから輸入するときはアメリカの船を使わなければならぬといふ、ある程度までね。日本の積み取り比率が低くなるわけですね、日本の船の。そういう場合、やっぱり日本は非常に、相互主義でやつた場合、日本が外国にうんと投資している場合あるいは日本の船が外国にどんどん就航して日本が貿易外の受け取りがたくさんあるという場合に、相互主義でやつた場合日本は得ですが、しかし、相互主義でやつた場合日本は損でしょうね。そういう場合は損ですね。もしさういうものがなかつたら、そういう協定がなかりせば、日本は外国からどれだけの税金が取れ、日本は外国にどれだけ税金を払うということを計算してみれば、日本は非常に取り分が多いわけです。もちろん、それだけでは考えられませんが、資本導入とかなんとかという立場から新たに考慮しなければなりませんがね。しかし、そういう場合に、やっぱり日本としては、日本がかなり相互主義による税金課税の免除によつて損をするという立場にあるならば、たとえば海運についても積み取り比率なんかについても、もつとそういうことを根拠にして日本に有利に外交交渉をするというような手もあると思うの

○政府委員(松井直行君) なるほど、お互いの国の租税としての取り分の損得ということをそのポイントになるかと思いますが、国際的にお互いに乗り入れる船とか飛行機等につきまして相互免除をやろうとしている国際的な慣習がこうして大きくなってきてる原因は、国際線の船なり飛行機なりの運航をやる企業の育成といいますか、ほうつておきますと、それぞれの国に源泉のある所得につきましてその国々で勝手な課税を受ける、その結果まあ二重課税というもののが生じて参りまして、国際運航の飛行機なり船なりの企業の発達を阻害するということで、いつのことその企業の本国で一括税金を取ればいいじゃないかということでもって、こういう国際運航企業の育成をやろうということが私は主体になつておるものと考えます。今おっしゃつた点も十分考慮に入れる必要があると思うのですが、国際的な慣行としての相互免稅というのは、私が今申し上げたようなところがポイントじゃないかと思います。

たしておりますが、日本はやはり諸外國のうちでも相当回復して参りまして、絶対優位の地位に現在もありますし、これから上つてくる可能性も大きいと存じます。それから、航空機は、なるほど日本へ来ておる飛行機は非常に多いのであります、日本航空の場合について見ますと、先ほど申し上げましたように、国際線が赤字になつてゐる。これはいろいろ原因もあるかと思います。大部分、飛行機の購入資金なんかもアメリカの航空会社から借りまして、借金で買つておるという状況であります。自己資本の充実もなまし、それから償却も十分行なえないと、いまだ未発達の状況にあるわけであつりまして、いろいろな方面からそろそろた日航への援助といいますか、経営基盤の強化といううために手は打たれておりますが、まだ萌芽の状態にある、これから伸びていく性格のものじゃないかと、こう存じますので、したがつて、相手方が日本へ来ておつて日本の飛行機がまだ向こうへ行つていないと、いう話にまづいては、新たに、この相国等につきましては、互主義の考え方から申しましても、交渉といいますか、具体的なそういう話し合いに入ることはないものと存じます。それから、航空機につきましては、日航が今乗り入れを予定いたしておりますが、先ほど申し上げました通り、その國々について、まず考えるのが順序です。じやないかと、こう存じます。それから、船につきましては、どうも外国の船会社もあなたがち日本の船会社と同様にそらもうけておる國はなんですが、船につきましては、どういふべきかと、こう存じます。それから、船につきまして、先ほどおつしゃいました國同士の税金の取り分の損得などですが、船につきましては、どうも

いておるわけでありまして、もし課税条約によつて、航空機に係る課税をやつしておるわけでもあると、米国は別として、スエーデンとか、それからノルウェー、この間の間のノルウェーと日本、スエーデンと日本、これは租税条約によつて航空機についても課税をやつしております。ところが、ノルウェーとかスエーデン、いうのは飛行機が日本へ来ておりますね。日本の場合はあつちへ行つてないのですね。それをなぜ行つてないのですか。

○荒木正三郎君 それで、租税条約によつておるわけでもあります。それともと感じ取つております。

○政府委員(松井直行君) 先ほど申し上げましたとおり、免除に関する法律に基づきます交換公文のやりとりで、もつて、免除したものでないのをご存じます。資本取引、それから商業取引、法人税、所得税、全部合わせました広い範囲の租税協定というものをそなへた結果と結んだわけでござりますので、その中に国際慣行として取り入れられてある。船と航空機について、すぐには日本としては実益がなくとも、近々ヨーロッパへも進出する可能性もありますし、また進出するくらいの元気がないといけないわけでありまして、そういう大きな租税条約の一環として、国際的なパートナーが一部として入つたということだらうと存じます。

○木村轄八郎君 どうも私はつきり言つておるわけでもあります。それともと感じ取つております。

どん入ってきていますね。これは資本の導入でしょう。そういう場合に、日本はアメリカに貸付ということをやつていいでしよう。ほとんど一方的でしょう。そういう場合の非課税措置ですが、相互的に非課税するということになつたら、日本はアメリカに資本を輸出していいですが、アメリカから一方的に資本を輸入していきますね。それから、技術関係、そういう場合にはどうなんでしょうかね。

○政府委員(松井直行君) 木村委員のお話は、船、飛行機のみならず、いわゆる国際間の二重課税廃止のための租税条約全般の問題だと思います。なかなかむずかしいござりますが、現在、日本が先ほど申し上げました、七つばかり国があつたと思ひますが、大きな範疇に分けますと、アメリカのような先進国と結ぶ場合、それから東南アジアのようなああいう後進国と結ぶ場合、ヨーロッパのイギリス、フランス、ドイツ、スイス、あの辺の、ほとんど同じ発達程度で、かつ資本も技術も商品も同じ程度に交流がある国という中で結ばれる条約といふものと、おのづからそれぞれ特色を持つて参ると思ひます。アメリカのようなああいう先進国と日本が条約を結びます場合には、現在、今租税条約を改定をいたしまして、まだ通つておりませんが、最初は何がなんでもアメリカから資本が入つたほうがいいというわけで、アメリカから資本が入つてきますと、それに対する配当には日本は源泉課税しなさい。ところが、アメリカの投資家は日本で課税されたとみなされて、さらに税額控除があるという条約を結んだ時期がございます。これはアメリカが先

進國で日本が資本がほしい、こう考えた時代の条約でございます。それから、ヨーロッパのよくなああいう先進国同士の間に起きましては、相互に外国で発生したものは免除して、特にロイアルティなんかはヨーロッパの先進については、あとになるほど幾分課税の色が濃くなつて参るのですが、ロイアルティは非課税、利子は幾分取る、配当はもう少しよけい取る。日本とアメリカの場合は——アメリカのみならず、日本は非常にたくさん技術導入を諸外国からいたしておりますので、外人課税の中の源泉所得税の中で、ロイアルティに対する課税が非常に大きいものになつております。こういう場合には、日本はロイアルティ非課税というわけには参らない、どうしても課税の態度を厳守する必要がある、こういうことで、ヨーロッパの諸国同士の条約のパターンと日本とアメリカのパターンが相当変わって参ります。日本とインドか巴基斯坦とかいう場合になりますと、むしろ日本の資本が出る、あるいは日本の商社が出るという立場にあるわけでありまして、これはかえって日本から現地へ資本が出やすいやうな条件を作る必要があるわけでござります。したがつて、たとえば、私ちつと数字を忘れましたが、インドに日本の商社の支店がある、インドの法人税率がたとえば五〇なら五〇だと。ところが、それを特別に、インドで三〇%の税率に特別措置として軽減しておると、日本の本社で外国税額控除をいたしますときには、現実はまけてもらつ

て三〇%しかかかっていないので、五〇%がかかったものとみなして、外國税額控除をやるということであつて海外進出をはかる。

あるいは低開発国におきましては、日本の支店を設けると非常にいやがる国がござります。自己資本の合併でないと会社は作らせないという特に南北米なんかはそうかと思ひますが、これは日本から資本が進出しまして、現地の資本と合併しているのですけれども、ほんとうならば支店を作ればいいところを現地法人の子会社を作る必要がある。こういう場合は、現地法人ですから、現地の法人税法で法人税がかかります。それから、配当が日本に参りますが、その配当が参りますときに向こうで源泉徴収がございますが、向こうで源泉徴収された配当分だけ日本の本店で外國税額控除を今までやっておつたのですが、これはどうも支店の場合に比べて不合理だ、配当される前に法人税がかかっておるではないか。したがつて、日本の親会社に送つて参ります配当につきまして、配当がインドならインドで負担した場合に、法人税も、同時に日本で日本の法人税額を全部計算いたしますときに、外國で払ったものとみなして、税額控除をしてやろうというようなこと。まあ低開発国に対する資本進出を有利にするところから資本の交流、あるいは人の交流、技術交流、貿易関係等を考慮いたしまあ三つパターンがあると思います。対先進国、対後進国、それから同じ国同士の場合。今おつしやいましたとおり、それぞれの国の発達程度、それから資本の交流、あるいは人の交流、技術交流、貿易関係等を考慮いた

しまして、それぞれに適応した条約が結ばれておるということが言い得ると思ひます。

○木村禎八郎君 それはわかるのですが、ですから、アメリカのパートーンと、いうのは、それではつきりするわけですね。日本は後進国に資本を輸出する場合には、アメリカのパートーンと逆になります。アメリカとの間は非常に一方的じゃないですかね。それから、それについて、たとえば総合的に非課税にした場合には、それは日本はその面だけでは非常に不利でしょう。だから、アメリカの外資を入れるという立場からはそのほうがいいのかもしれません、それにしても、日本はアメリカに金を貸す、資金を輸出するということはあり得ない。大体において、ほとんど一方的でしょう。そういう場合に、租税条約はやはり双務主義によつて非課税にするなど、こういうことになるのですか、その点はつきりしないです。もうちょっとその点を詳しく。

○政府委員(松井直行君) ヨーロッパのOEEC諸国のパターンといいますと、ロイヤルティ等につきましては相互免除といふことになつておりますし、アメリカから技術——映画技術その他がたくさん入つておりますが、もちろん日本が払いますロイヤルティについてアメリカ側は非課税または軽い源泉課税をやつてくれといふところを望があるわけでございますが、日本はそれを受け入れるわけにはいきません。日本は非常にたくさんの方のロイヤルティを払つておる関係上、源泉課税、これは本法では二〇%ですが、条約によりまして一五%、ロイヤルティはた

しか一五%に輕減しておるという形でございまして、アメリカはもつと下げろと言うのでございますが、後進国の立場といいますか、利益も、われわれ、これはまけていい点とまけられない点は、そのはじめははつきりいたしておるつもりでございます。○木村禎八郎君で、資本についてお尋ねです。○政府委員(松井直行君) 所得税法によりますと、いすれも一〇%の源泉課税をやることになつておりますが、利子につきましては、現在生きております条約は利子は一五%でござりますが、今度条約改定の交渉に参りまして、まだ批准がされておりませんが、利子一〇%となる予定でございます。それから配当が一五%であります。それから親子会社関係のものは一〇%、これは大体日本が対先進国に対しても守つておる水準でございます。○木村禎八郎君 今後交渉によって下げる分というのは、一五%を一〇%に下げる分は、これは配当ですか利子のほうですか。

一〇%，アメリカで課税になるのは、ところが、日本で一五%の源泉徴収をいたしますと、アメリカの銀行では日本で払った税金の税額控除をし切れない。し切れない分だけは日本の企業への貸付金の金利に上乗せをやってくるという事情もございまして、そこで一五%の源泉課税を米国金融機関につきましては一〇%にするということです。この前交渉を続けてきたところどころでございます。

○委員長(棚橋小虎君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君) 速記を起こして。

質疑のある方は御発言願います。

○須藤五郎君 今度の生物学研究所の増築の問題並びに葉山の暖房設備の改造の問題ですね、これは天皇自身の御発議なんですか、いかがですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは陛下は直接ぜひいらっしゃってくれとおっしゃつたわけではありませんが、われわれが拝見をしておつて、これはたとえば生物学標本室にいたしましても、非常に狭くて、これは御無理だから増築をお願いしたほうがよからうというふとお願いするようにした次第でござります。

なお、葉山の御用邸の付属邸のことについても、これは昭和二年に備えた電気ヒーターを今までずっと使つておりますが、だいぶ古くなつております。

一〇%、アメリカで課税になるのは。
ところが、日本で一五%の源泉徴収を
いたしますと、アメリカの銀行では日
本で払った税金の税額控除をし切れな
い。し切れない分だけは日本の企業へ
の貸付金の金利に上乗せをやってくる
という事情もございまして、そこで一
五%の源泉課税を米国金融機関につき
ましては一〇%にするということです、
この前交渉を続けてきたところでもござ
います。

○委員長(棚橋小虎君) ちょっとと速記
をとめて。

〔速記中止〕

し、まあ防災上も何とかしなければいけないし、それにやはり今の暖房として電気ヒーターではどうも十分ではありませんので、普通の暖房にかえていただく。そうすることが、どうも実際問題として必要である。これもわれわれの判断をお願いすることにしたわけです。

○須藤五郎君 天皇は全然、現在もなお知らないというわけですか。

○政府委員(瓜生順良君) われわれのはうで、この国会のはうへお願ひをすることにしましてから申し上げて、それならよからうということに御了解は得ております。

○須藤五郎君 まあ、理由は何とあろうとも、六千万円からの金を、国費を使ふということですから、やはり慎重に扱わなければいけない、私はそう考えるのです。それで、大体天皇家の私有財産といらるのは今どのくらいあるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) 現在、いわゆる私有財産というのは、お手元金、それからいろいろお身回り品というふうな程度でありまして、これは憲法にも皇室財産は国有財産としているので、現在お住まいになつておることろ、吹上御所にしましても、皇居にしましても、問題の葉山の御用邸にしましても、これは陛下の私有財産であります。皇室用に供する国有財産でございます。したがつて、この私有財産として特に取り立てて申し上げるようなものはありません。要するに、お手元金とお身回り品、そういう程度のものでございます。

○須藤五郎君 そのお手元金と/orの皇室經濟法で、お手元金についておらは、これは宮内庁が經理するものではない、こういうふうな規定になつておらりまして、陸上が直接お扱いになるところで、宮内庁といふ公の立場では、われわれとして申し上げるのは、ちょっと不適当かと思ひます。

○須藤五郎君 僕ら戦争中にこうじことを聞いたことがあるのですが、天皇は外国の銀行に預金をしているとかなんとか、英國の銀行に預金をしているとか、アメリカの銀行に預金をしているとか、そういうことが戦時中言われたことがあります。現在そういうことはないのですか。

○政府委員(瓜生順良君) 戦時中においてもそら、いふことはなかつたと思ひます。というのは、戦時中から終戦後までにわたつてのいろんな書面がありますけれども、その場合に、占領軍もいろいろ調べましたが、そういうものは全然ありませんから、それもデマだつたと思ひますし、現在においてもそういうものは全然うわさにも聞いておりません。

○須藤五郎君 何だか衆議院の大蔵委員会のときの説明でも、天皇財産が二百何十億があるといふような答弁がなされていましたように私ちよと見たのですが、それはどういうことなんですか。今、皇居の敷地が三十万坪ですか、この間私が視察に行つたときには伺つたのは、三十万坪、あれは天皇家の私有ではないわけですか。

に皇室財産は国有とする——それは全部国有にするのも実際不適当でしようともあらうというので、その際に總司令部が残しましたのは千五百万円、それだけは一応残しました。それが残つて、ふえたり減つたりいろいろしておられますけれども、そういうことで御想像になれば、われわれなんかから見れば幾らか多いかもしれません、金持ちの大きな方から見れば小さいと思ひます。

○須藤五郎君 私はこの間、各標本室を見まして、非常にたくさんの中品物が集まつて、そうして手狭になつておるということは私も見受けました。しかし、そこに何百万円かの金をかけてあれを広げるということよりも、東大なり科学博物館へのコレクションを移管することによって一般の人たちにも利益を与えるということ、その方向のほうが正しいのじやないかといふことを私は考えて帰つたわけなんです。やはり天皇家のあの一室にあれを閉じ込めるよりも、開放すべき性質のものじやないかということを私は感じて帰つたわけなんですが、どうですか、そういう意思はないのですか。

○政府委員(瓜生順良君) あそこにあるりまするいろいろの標本につきましては、陛下は生物学の研究所へは木曜日の午後と土曜日においてになるのですが、特別の公務があればおいでになりませんけれども、普通は定例的にあります。そして、やはりあの標本を出したりいろいろしながら研究をなさつておるわけです。陛下がもつと気樂にずっと皇室から出て、いろんなところをお楽に出入りなされるというよ

うなことは、ちょっと今の社会情勢ではそういうこともなりませんし、いろいろな方が御迷惑されることもあります。警察の方が迷惑なさるとか、その他交通の関係とかいろんな関係で、主としてあそこにおいてになつてなさつておられますので、必要なものはやはりあそこにそろえてあつたほうがほんとうじやないかと、こう思つておるわけです。しかしながら、門外不出にしているかというと、そうじやございません。いろいろな学会の関係ですとか、それほど、学会とまでいかなくても、一般的な新聞社あたりの主催の展覧会、そういうよくなところでひとつ出品をしてもらいたい、という場合には、あそこから出品をして、多くの方に参考に供しておられるわけです。門外不出になつておるわけではございません。しかし、そなかといつて、東大やなんかに置きますと、研究のたびに一々東大に行つて御研究なさらなければならぬというよくなことになりますので、現在出すということは不適当ではないかと思うわけござります。

ら、それを一般に開放するために博物館に寄付して、必要なときに、もしも博物館に行くことが不便ならば、必要なものを取り寄せるることはできるのですから。手元に置いてあれをじょうちゅうながめているというわけでもないのですから、そういうふうにするところが、生物学上も私はいいことじやないか、こういうふうに考えるのですが、どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは、あそこでの生物学の研究のことは、陛下が私的な趣味でなさっておられますこと、で、われわれも一々そぞろ詳しくお手伝いしておるわけじゃありません。あそこのお手伝いをしている職員は、これは内廷費で入っておるわけですけれども、一般的の国費としてではなくて、お手元金の中でやつておられるわけです。そういうような人と静かにやつておられる。どちらかと云ふと、私的な面の世界なんですから、やはり陛下をしてあそこで研究されるのに、御標本があそこにあつたほうがいいというふうなことでありますれば、われわれもそういうふうに判断しておるわけあります。が、どうもこまかい点はちょっとわかりかねます。

○須藤五郎君 僕は、あれはそういうふうな天皇の私的な趣味といふうに理解しないほうが多いと思うのですよ。やはり天皇は日本の生物学の立場に立つて、何か貢献をしたいといふ天皇のそういう意思の結果、ああいうことがなされているのだ、そういうふうな立場で私はあのコレクションを評価して帰つたわけです。天皇の道楽で、個人的なことであれを集めているのだとしたら、たいした意義がないです

ね。そしてその道楽に何百万円かの金をまた國家から出して、そうして部屋を広げるということだつたら、これはおかしいと思うのですね。私はあなたのおかしいと遊の考え方をしておるから質問しておつたのですが、あなたの答弁を聞いたら私はいやになつちやつた。全くそれはおかしいですよ。それは天皇にしてみれば、三百万や四百万の金は何でもないかも知れないけれども、やっぱり國庫というものはもつと尊重しなければならぬ建前にあるのじやないか。だから、六千万円、ああそとかといつて、そのまま天皇が何ら反省なくしてそういうことに金を使つていくといふのだったら、これは一考を要する問題じゃないでしょうか。

陛下も大いに科学に御熱心だといふことを通じて、科学の進歩の面にも間接ながら寄与されておるということともわれわれ拝察しております。で、そういう面において申し上げたので、私の公的と言つたのは、象徴的御活動という意味と違うという意味で私的と申し上げたのであります。そういうことであります。

経費も、そういう関係上、あそこの普通の活動費は内廷費、お手元金でまことにかかっている。ところが、ああいう建物とかそういうことになりますと、現在憲法で皇室財産は国有とすという条文があつて、そういうまとまつたものは国有財産で、皇室の用に供する意味で国で造つてそれを国有財産として皇室の用に供する。現在の吹上御所のとくものこれは国有財産である。そういうような憲法の建前からそうしてあります。しかし、なお金額は六千万とかおつしやいましたが、どうではありますんで、あの標本室はたしか七百万円だと思います。

○須藤五郎君 僕は、国有財産ならばなおさらのこと、ああいう皇居の一隅にそういうものを増築するよりは、この際一般に公開の意味で、上野にある科学博物館にそれを移すなり東大に移すなりしたほうが僕はいいと思うのです。そして、それが天皇の研究の成果でもあると私は思うのです。あそこに置いておくといふことは意味がないと、僕はそういうふうに考えます。だから、さつき天皇個人の道楽のように理解される点が出てくるわけですね。そういうやない、天皇は生物学に貢献すべき件だつたら、やはり僕は外に移すべき件

質のものだと思います。ああいうところに七百万円金をかけて増築して、閉じ込めておくべき性質のものじゃないか、こういうふうに私は考へるわけです。天皇はどういうふうに考へておられますか。

○政府委員(瓜生順良君) これは直接お聞きしたことはありませんが、今すこしで生物学の御研究をなさつておる近くに標本室があつたほうがよろしいというふうにわれわれは想像しています。まあ、いろいろ学界に寄与する面で、そのうちのあるものを見たいという場合には、それは出しておられるわけです。

それで、なお今ちょっと上野の科学博物館のお話をありましたけれど、陛下とすると、どうも日本にまとまつたいい科学博物館がないなどということをおおっしゃつていることもあるのです。ところが、これは陛下の方針で起きるわけのものじゃない。個人的におつしやつっているので、これは国のはうの問題なので、政治に関与されちゃいけませんから、今言つたことも不適当かもしれません。いろいろな科学博物館といいますと、行つてごらんになつたこともあると思います。たゞねば、ああいうものを、またあれと似たようなものを收めるような組織ではない。ごらんになつておわかりだと思いませんが、やはりそこにこういふものがあるとわかつておれば、それがやはり科学の面に寄与されるといふことになる。そう閉じ込めておくといふことをにならないと思います。

○須藤五郎君 おそらく、天皇にあなたおつしやつてござんなさい、共産黨の須藤はこう言つておつた。あそこへ

七百万円金かけて増築してそこへ置いておくよりは、科学博物館なり、それを全部出して一般に公開

し、移植等、これが残りの約二千万円ですね、そちらのほうに回っている、こういったことなんですね。

科学の進歩に寄与するようにならなければ、僕が言つておつたと。どうで

○政府委員(瓜生源良君)

すか、言つて聞いてごらんなさい。だから、私が最初、天皇自身の発意に
よつてこういふことがされているのかどうかといふことを聞いたのです。も
ちろん天皇の発意ぢやないと言う、あなたたちは。だから、あなたたちの考えに
よつてこれがなされて いると私は思ひ。一貫天皇こそそのことを相談して

○木村福八郎君 それから、この皇居付属庭園施設整備計画は皇居造営審議会の答申に基づいてなされているということですが、この答申によると、この間伺つたのですが、これだけではなくく、今後またいろいろ計画があるわけですね。そうしますと、今後どのくらいの予算措置が必要になつてくると見

○木村駿八郎君 わよつと伺います
が、皇室費のうちの各目明細を見たので
あります。が、皇居付庭園施設整備
費が予算では八千四百七十九万八千円
計上してあるわけですね。ところが、
今度の計画の予定価格を見ますと、
六千四百七十五万になつております
ね。約二千万円そこ違ひがあるわけ
ですよ。これはどういうことになるの
ですか。予算では八千四百七十九万八
千円。

られますが、これは三十七年度ですが、一応の予算が組まれておりますが、今後まだ予算措置が必要ではないかと思いますが、皇居造営審議会の答申に基づくと、今後まだ残されていける計画ですね、そのほかにもいろいろあるのではないか。その計画のあらましと、それによつてどのくらいの今後この予算が必要であるかという点、ちょっと伺いたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) この東側地区を皇居付風庭園として整備するといふ一三五よ、三二、三三五よ、五三五

○木村謙八郎君 そうですか。それは
用財産取得に関する議案ですから、皇室
用財産と、いうふうに限られるものの
予算額が載つております。そのほかに
に、この皇居付風庭園の整備のために
は植樹その他の経費、木を植えたりす
る、そういうふうな経費ですとか、そ
れから整地、土地をならすとか、ある
いはガス管だとか排水管あたりを移
たりする、そういうふうな経費とか、
そういうものがそのほかにあるから差
があるわけです。

で、これは八百万円くらいで、この分はおもにまわりの木を植えましたり、将来あの中に入れる苗木を育成するといふような経費がおもございましたが、本年はさらにいろいろの植樹をして、建物を造る、それから整地もしていくといふような関係のこと、建物は今年の関係では、ここでお述べしてありますように、馬車とか馬屋並びにそれに関連する事務室とか倉庫といふような程度でございます。三十八年度へ入りますと、今考えられておりま

こわされないであります、あそこらあたりはこわしまして、そらあたりをきれいにする關係があります。それ

年を完成の時期として一応考えております。実際やってみて、あるいはそれより伸びることがないといえません

から、宮内庁病院というのが今倉庫の中になります。先生方もごらんになつ

でしようが、今は昭和四十年を目標にしております。

た方もいるかと思いますが、あれは倉庫でありますて、行く行くは病院らしいものにしなければいかぬ。そういうものを東側地区の一角に移す。そういうふなことが考えられておりま
す。それから、その先では馬の施設の一部がまだ残っております。これはオリンピックが三十九年の秋ありますも

それでは、どれくらいの経費がかかるかということなんですが、これは、今あるものをこわして別のものを造る、その設計その他ができませんと、正確な金額はわからないわけでありますけれども、なお概算して数億円の金額が、これは官内庁の予算だけではありません、他の官庁を含めれば数億円の

のですから、一部残つておる。そういうところを三十九年が済みますと、ずっと整備いたします。

そういうことが宮内庁関係のことですが、なお、他の官庁の関係のものがあるわけであります。今年でも、警察庁の予算で皇宮警察のはうへ、^{はうへ}多く新しくものと造る。そ

経費がかかるのではないかと思います。
○木村禪八郎君 この三件の予算措置
ですね、これは予定価格になつてはいる
のですが、この予算を作つたときから
今日まで相当物価が上がつてゐるで
しょう。物価が上がりつていますね。こ
そを全部含めていいですか。

の黙認を利して暮しの中を送る。それから、皇宮警察の、竹橋地区、もと近衛のところにあります音楽隊の建物、あそこが市民公園になる予定ですが、それがこの一角のところに移つて、どうなるか、心配です。

○政府委員(瓜生順良君) 予算で議決を得ました以上、予算の範囲内でやらなければいけない。今までの例で、予算の範囲でやれない場合には、最初に予算どおり、つとまることで

な、お、この先生になりますと、あそ
こに恩給局の建物があります。それから
ら、總理府の内閣文庫の建物があります
す。それから、運輸省の地震研究所の
施設があります。そういうのも、この
の公園化、庭園化に適しない地にあ
りますから、それをすみのほうへ移すとか、
あるいは皇居の外へ出すとか、そ
しければこわしてしまうとか、そ
うことが行なわれるのです。
全部が完成してきれいになるのは、

○木村禪八郎君 皇居付属庭園施設整備費、これは原則としてやはり公園みたいにするあれでしたね、一般国民もそこを利用できるようになります。これでやつぱりいいことであるし、やはり落としたりなんかして、予算の範囲でとにかくおさめるということを從来官庁で予算を執行する場合にやつておりますので、まあ三十七年度においてもそうやらざるを得ないと思っておりま

る人を頼んでいるのでしょうか、予算が足りなくなれば予算内でやるというのでは、まずいような気もするのです。

けれども、ことに最近非常に物価が上がりっておりますから、これはほかの一

一般的の、たとえば学校の建築なんかで引き受けないというような例もすいぶん出てきているのですよ。そういう点は、予定価格となつておりますから、予定価格ですから変更もあり得るでしょうけれども、その点はせつかくいいものを作らるのなら、何も私は予算を惜しが

必要はないと思いますよ。そういうふうい
い計画なんだから。一般国民に利用させ
せるというのでしょうか。その点は非常
に私はいいことだと思うのです。かな
り物価が上がっている。また、本年度は
消費者物価が少なくとも四%また上がる
るというのです。そういう見通しでし
ょ。昨年は六・二%上がり、大体一

割くらい。かなりそういう例が出てくると思うのですが、その点で、物語が上がってきたら予算の範囲内で設計計を変えたり、手抜きと言っちゃ変ですかねでも、今までよりも多少質の落ちな

ものを使うとか、今までよりも設計を小さくするとかという可能性が出てくるわけですが、その点いかがですか。
○政府委員(瓜生順良君) 予算の執行の原則としては、やはりその範囲内でできるだけ工夫してやるということをやるべきで、しかし、事情が非常にどうも許さないような場合、これは予算を定められた大蔵省あたりともいっていろいろ相談しまして、建設省でもやっておる一部繰り延べとかいうような場合が場合によるとあることがあるかも知

あ万やむを得ない場合であつて、やはり予算の範囲で何とかできるよう工夫しないで三五考にこらへる。

れを見ただけではわからないですね。
この点、今後各自明細を出されるとき
に、もう少しあくまで各自立派に

か、項目のところはすとなくきんい、え方で、そういうふうに改善をしたつ
掘り下げてみればわかると思うのです。

え方で、そういうふうに改善をしたつもりでいるわけあります。

掘り下げてみればわかると思うのです
が。

掘り下げるみればわかると思うのです

○木村禪八郎君　これは国民の税金でやるのですから、何も、何でもかんでもいい物を作るなら予算を惜しまないと、いうわけでもないのですが、やはりそれはなるべく予算の範囲内でやるべきでしょうが、しかし、物価が予算を編成したときよりもずいぶん上がっているのです。これはこれだけではなく、全体の予算についても言えるわけなのです。そういう点、やはり頭に置かれる必要があると思うのですよ。その点、やはり今後のこれを行なう場合に、あまり粗末なものにならないようにはそれを希望しておきます。どういう方法によるか、またそれは問題でしょうけれども。

○政府委員(瓜生順良君) そのいろいろな職員の経費とかそういうものがそこにありませんのは、職員の経費は、これは総理府のほうの宮内費といふところに出ておるわけです。分かれておるわけです。そこへ載つておりますのは皇室費という項目に入るものです。それは内廷費と宮廷費と皇族費と、皇室のいろいろ御活動に必要な経費、皇室用財産の維持管理に必要な経費といふようなものだけがそこへ載つているわけです。基礎になつてゐる——われわれは国家公務員で、この関係は総理府のほうの関係の宮内費のことろに

が簡単になつて、並べて書いたことの要領を備考のことろに書くといふうに書き方が変わつたわけであります。これは大蔵省の主計局のほうの予算の作り方がそいうふうに変えられたものですから、それでそれにならつて各省そうちするんだからそいうふうに直しましょうというので、直したわけであります。

○木村福八郎君 そうすると、この内容を見るにはどの予算書を見たらわかるんですか。内容を見るには予算書として、予算書で内容を見る場合どこで見たらいいんですか。

○政府委員(瓜生順良君) その刷り物で、たしか見ていただいて御質問の

木村禎八郎君
政法改正のときに学者先生に公述をいたいたのですが、そのときにやはり問題になつたのですが、この国会で予算の使い方についてもそれがどういうふうに効果的に使われるかという点についての監視が足りないとと思う、こういうお話をもあつたわけです。われわれ、そういう予算の効果的な使用についての、国会の何といいますか、監視といふものは、結局予算書でわれわれは見るよりしようがないわけですよ。一応は。それは結局一番詳しいのは各目明細です。ところが、三十六年度は、さつきお話しのように、見れば大体わかるということになつていたのですが、ところが、一般からなるべくよ

○木村福八郎君 各目明細 これが詰
しいのがあるのですか。ないでしょ
う。これは各省別にあるのですよ。た
とえば文部省なら文部省、これは各省
別にみなあるわけですよ。そういうも
のが一番詳しいのです。各目明細と
いつたら厚いのと、こう言うのです
が、これでしょう。

○政府委員(瓜生順良君) これは私が
知つてゐる範囲を申し上げますと、私
の知つてゐる範囲といふことが必ずし
も正しいかどうか知りませんが、前の
はこまかくてわかりやすいようでわか
りにくかつた。何か細目と書いて、そ
れが事務的に何とかずっと書いてある
ので、これではかえつてわかりにくいい
から、今度は備考のところへ事項別に

それから、最後に一つ伺っておきたいのですが、皇室費の各自明細です。これは少し簡単過ぎるのじやないね。これは少し簡単過ぎるのじやないかと思うのですね。それで、今後お出になるときには、普通ほかの省の各目明細と大体同じようなくらいに出さる必要があるのじやないかと思うのです。と申しますのは、各省では大体職員俸給費なんかにつきましては、定員といふのをこの中にちゃんと積算の内訳として出されて いるわけです。ね。これを見ますと、宮内庁の人員といふものがわからないようなわけですよ、各目明細では。職員が何人いるか、どのくらいの俸給で、それで俸給費がどのくらいというのは、各省のは各自明細を見れば大体わかります。ところが、宮内庁の皇室費につきましては、非常に序費のところが少し簡単過ぎるのではないかと思うのですが、こ

○木村福八郎君 この 庁費ですね、九千九百二十五万ですか、この 庁費の中には、これはそういう人件費的なものはないんですね。
○政府委員(瓜生順良君) さようやで
○木村福八郎君 そうですか。それから、諸謝金というのがござりますね。謝礼のお金だと思うのですが、御進講の謝金とか、御物調査費といふんでしようが、御物調査等謝金、皇居造営関係謝金、これだけではちょっとわからぬ。これは大体この程度の——各目明細のときには、あれですか、いつももう少し詳しく出せないんですかね。
○政府委員(瓜生順良君) これは昭和三十六年度の予算のときには何でした

点は、予算委員会の分科会あたりで御説明いたしますといふよなことになっております。宮内庁の皇室費の關係だけが特別な作り方をしているわけじゃないんで、主計局のほうでいろいろ指示されて、それに基づいてやつたつもりなんどございますけれども。

○木村禧八郎君 三十六年度までは、
今の話のようなことになつていてますね。ですから、各目明細を見ればわかるようになつていてる。大蔵省はどうしてそういうふうにしたんですかね。かえつてわかりにくくなつちゃつて……。どういうわけですか。

○政府委員(天野公義君) いろいろな方面から、予算書が見やすいようにならべく集約しろといふ御要望もございましたので、当方としては、できるだけ一目でわかるようなといふよな考

くわかるようないいと、いろいろ要望があつたので、こう書いたといったのですけれども、実際われわれとしては遠なんですね。三十六年度までは大体見ればわかる。今度は、一応また説明を聞くかなければならぬことになるのですね。これはかえって改悪じゃないかと思うのですがね。これだけではわからぬということになるのですが、その点、どうなんですか。せっかく日々明細でわかるようになつておったのです。そう書いてあれば、私がこんな質問しなくたつてよかつたのですよ。三十六年度のように書いてあれば、何もこんな質問しなくても……。

書いたほらがわかるよあるまいか。
前のとおり、事項別じやなかつたの
で、たとえば内訳的なものが案外わか
らなくて、何を買う経費がどのくら
い、何を買う経費はこうと、ずっとあ
るのですが、何に使われるのかわから
ないような、きわめて、親切なよだ
けれども、何に使われるのかわからな
いということがあつたものですから、
何に使われるのかわかるように備考の
ところに書いたほらが親切であろうと
いうので、そういうふうに変えられた
ように承知しております。

○木村喜八郎君 備考にあつたらいい
んですが、それなら、今ここで何をそ
のために責めるわけじゃないですが、
そのまた積算の内訳というものをもう
少し工夫して下さいよ。わかりいいよ
うにね。積算内訳については、これだ
けではわからない。また、ここでの

三十六年度の予算のときには何でした
○政府委員(瓜生順良君) これは昭和
明細のときには、あれですか、いつも
もう少し詳しく出せないんですね。
關係謝金、これだけではちょっとわか
らぬ。これは大体この程度の――各目
しようか、御物調査等謝金、皇居造営

ね。かえつてわたりにくくなつちやつて……。どういうわけですか。
○政府委員(天野公義君) いろいろな方面から、予算書が見やすいようにならべく集約しろといふ御要望もございましたので、当方としては、できるだけ一目でわかるようなとくとうよくな考

○政府委員(天野公義君) 幸元に持つ
かたたのですよ。三十六年度のよう
書いてあれば、何をこんな質問しなく
ても……。

○木村喜八郎君 備考にあつたらしい
んですが、それなら、今ここで何をそ
のためにならぬわけぢやないですが、
そのまた積算の内訳といふものをもう
少し工夫して下さいよ。わかりいいよ
うにね。積算内訳については、これだ
けではわからぬ。また、ここでこの

内訳を詳しく聞けば、ずいぶん時間も

初宮中御参の場合は馬車を出して、

馬車で来ておられるといらうよなこ

と。そのほか、園遊会の際なんかに、

古式打球といふ、昔からある日本式の

ボロですけれども、そういうものを公

食うわけでしょう。質問しなくとも済むことが、資料でわかることがわから

ない。そういうわけですからね。どうなりますから、あまり明細はいろいろそれはこまかく

常に大部になってしましますから、むずかしいと思いますけれども、なるべくわれわれとしては、各日明細よりは

かないのでですよ、議員としてまず最初予算書を見る場合には、それから、いろいろな質問をしたりなんかするので

くわされるとしては、各日明細よりはなかなかのものですよ、議員としてまず最初予算書を見る場合には、それから、いろいろな質問をしたりなんかするので

くわされるとしては、各日明細よりは

くわされるとしては、各日明細よりはなかなかのものですよ、議員としてまず最初予算書を見る場合には、それから、いろいろな質問をしたりなんかするので

くわされるとしては、各日明細よりはなかなかのものですよ、議員としてまず最初予算書を見る場合には、それから、いろいろな質問をしたりなんかするので

くわされるとしては、各日明細よりはなかなかのものですよ、議員としてまず最初予算書を見る場合には、それから、いろいろな質問をしたりなんかするので

くわされるとしては、各日明細よりはなかなかのものですよ、議員としてまず最初予算書を見る場合には、それから、いろいろな質問をしたりなんかするので

くわされるとしては、各日明細よりは

うです。どこの大使が馬に乗りたいと

いうのですか、ちょっと聞かせて下さ

い。

○政府委員(瓜生順良君) どこの大使と覚えておりませんけれども、やはり

ますけれども、やはり儀式的な面は昔

からの伝統をある程度踏襲しながらやついていた。それによつて外国の

やついています。こう言つてはなんですが、満足される。国際親善

関係のことは伝統の上に皇室がいろいろな儀式をやつしてあります。この関係は、最近交通事情も非常に幅広しておられますから、宿舎と

お見せしたりして、いろいろな儀式をやつしてあります。まことに馬車が必要だとか、オリンピック

では——御希望はありますかどうか聞くのであります。希望されれば、馬車を出す。どちらでもいいといつておるので、それを希望されない方に

は——御希望はありますかどうか聞くのであります。まことに馬車が必要だとか、オリンピック

やついています。これは、先ほど申しましたように、皇室の馬車が必要だんだと、馬車を乗つて、それで大いにやるのだと

代か先輩も来て、そういう儀式があれば、馬車を乗つて、國民は一人も納得し

れば、自動車でもいいということであれば、自動車を出すということで、どちらかといえば、ちょっと折半的な性質のものであります。それで国際親善にも寄与される。日本に来ていい印象を

持つていただければ、何かの面にいい

質のものであります。馬車に乗せることが国際親善になると、おかいですか。国際親善は、日本が平和を守り民主主義を守つていくことが、これが国際親善のじやないか、こう考えております。

○須藤五郎君 そんな、馬車に乗せることが国際親善になると、おかいですか。国際親善は、日本が平和を守り民主主義を守つていくことが、これが国際親善のじやないか、こう考えております。

○須藤五郎君 そんな、馬車に乗せることが国際親善になると、おかいですか。国際親善は、日本が平和を守り民主主義を守つていくことが、これが国際親善のじやないか、こう考えております。

馬車に乗つたことのない連中が、日本へ来て、それで日本での金びかに光つた馬車に乗せてもらつて、何かエキゾチックな氣分を味わつてゐるので、ばかげたことですよ、そんなものは。そんな馬車に乗つたことのない連中が、日本へ

きて、それで日本での金びかに光つた馬車に乗せてもらつて、何かエキゾチックな氣分を味わつてゐるので、ばかげたことですよ、そんなものは。そんな馬車が要るのだ、そのための馬屋のためには、いろいろ使つておられますし、それからアジアとか、いろいろ王室のあるようなどあつておられます。それで、馬車を宿舎まで従業出しておられます。その他の大公使館または宿舎から馬車で来られて、それからまた馬車で帰られる。それから、国賓——外國の元首あるいは総理級の方がおいでになる、そういう場合も、宿舎から最

も天皇家、天皇家といふのはおかしいですよ。そんなものがあるから、天皇で金をかけて馬をそんなことしてい

ます。そんじゃなしに、一般に、民間にそういうことをさしたらしいので、馬車が必要だとか、オリンピック

馬屋が必要なんだんといふことですね。それは理屈にならないですよ。それはこじつけ理屈で、そんなことを国

に馬車が必要だとか、オリンピックを建てるために馬屋が必要なんだんといつたら、馬屋に二千万円お金をかけた

ことなんかの関係で、日本は最近乗馬の関係が実は昔のようではなくつてきています。オリンピックのときにも

当たるわけあります。だから、まあ、そういう面で考えられますし、馬はとうかと心配されたこともあります。

もう一つ、雅楽の問題。これは僕の意見になると思いますけれども、雅楽はすばらしいものだと思います。私も笑いますよ。だから、そんなことやめたらいいですよ。僕はもうよくすることには賛成、そんなものに金を出すことには反対ですよ。

もう一つ、雅楽の問題。これは僕の意見になると思いますけれども、雅楽はすばらしいものだと思います。私も笑いますよ。だから、そんなことやめたらいいですよ。僕はもうよくすることには賛成、そんなものに金を出すことには反対ですよ。

思うのです。あの宮内庁の屋敷の中に建てて、自由に入れないという条件があるから、一般の人は見たくとも見づらい。あるいは、見たいよりも、僕は日本民族として見せるべき性質のものだと思うのです。こういふすばらしいものがわれわれ祖先から伝わつておるのだということは、あれは進んで見せるべき性質のものです。見たら、必ず私は感動するだろうと思う。世界にはない。日本だけしかない。中国にも残っていない。だから、あれは民族的なものとしてわれわれがあくまでも保存していくかなければならぬ国宝的な存在だと思います。それには、やっぱりもっと大ぜいの人を見せることをまず考えなければならない。そのためには、宮内庁から、あそこに金をかけてああいうことをしないで、所管を東京都からどこかに移して、國に移してもいいですよ、そして国営劇場のようなものにして一般の人に広を見せることが必要です。毎年東京に就学旅行には高等学校の生徒なんか何百万と来るわけですから。その高等学校の生徒にわれわれの祖先が残してきたあの雅楽といらうのを見せたらいいだろう。前田さん、東京タワーの御主人もいらっしゃいますが、東京タワーを見に行くのもいいでしょう。それもいいです。空の上から東京を見ることもいけれども、われわれの祖先が残したこの文化を高等学校の生徒にみんな見せたらいいです。しかし、見せるような方法になつていいのですよ、今のところ。だから、馬屋をやめてどこかに劇場を建てて、一千万円で小屋を建てて、そして一般に公開して、日本人全部に見せなさいよ、雅楽を。そういうことをお考え

○政府委員(瓜生順良君) この雅楽の関係は、現在秋だけでなく春も公開しております。春の分は今週の金曜、土曜、日曜の午前と午後、六回です。それで秋もやつております。これは相当満員になるくらい人があります。なお、そのほかでは、あの雅楽は、たとえば文化財保護委員会のほうの主催のいろいろ古い芸能を公開するような会のところへは出ております。地方へも行きます。ことしはたしか四国方面へも行きます。暇なときには、そういう要求があれば、地方にも出て、決してあの中に閉じ込もつていいないので。○須藤五郎君 いやいや、僕は労音——この間税金の問題で出た、それも雅楽を一ぺん取り上げなさいといつて勧めているくらいなんです。あの価値は十分にあるのだから、宮内庁は開じ込めていいないで、馬屋などはやめて、そういうふうにすべきだ。これは僕の意見です。

中が境界になつておつて、半分はきれいで、半分はきれいに掃除してあるのです。半分はアシが生えている。あんな不体裁なことにだらしないように、あれはわざかなことを合理的に考えたらどうですか。そらくいうことを大蔵省は全然考えていないのですか。

○政府委員(山下武利君) 突然のお尋ねで、私もあまり詳しく内容を存じておませんが、皇居地区につきましては、所管がそういうふうに分かれています。所管がそういうふうに分かれているということから、多少管理面で不都合な点があるということも伺っております。各省の所管につきましては、これはいろいろな事情もありまして、今のようなことできまつておるわけでもあります。各所管につきましては、十分両方の省で協議して遺憾のないようになりますけれども、皇居のことでありますので、その管理面につきましては十分両方の省で協議して遺憾のないようになりますべきものと考えております。

○荒木正三郎君 それだけではなくなるのかよくわからないですよ。厚生省から来ていますか。

○説明員(佐々木巣君) ただいま参りましたのですが、前後のいきさつがわかりかねておりますので、まことに恐縮でございますが……。ただいま選考いたしました。

○荒木正三郎君 私が今質問しておりますのは、あの皇居の管理ですね、宮内庁が管理しておる分と厚生省が管理しておる分とあるでしょう。厚生省の管理しておる分は皇居とは言えないかも知れませんがね。その境界が合理的じゃない。私、このことはどうかと思うのですが、とにかく境界線はもう少し会合的にきめたほうがいいのじゃないか

○説明員(佐々木巣君) たとえば……
○荒木正三郎君 いや、堀なら堀で半分に区切つているわけです。見たら、半分はきれいに掃除してあるけれども、半分はアシが生えてほつたらかたある。おそらくほつたらかたのほうは厚生省だろうと思う。ああいうのは不体裁ですよ。國民もすいぶん參議院は不体裁ですよ。國民もすいぶん參議院を見るでしょ。
○説明員(佐々木巣君) それは乾燥であるうかと存しますが、確かに半分になつているように承知いたします。
○荒木正三郎君 それなら、なぜ変らないのですか。われわれ言わなくてよい見たらわかる。
○説明員(佐々木巣君) 私、まだ参りまして日が浅いのでござりますが、この点は、ひとつ宮内庁次長さんからお話を願いたいと思いますが。
○政府委員(瓜生順良君) これは宮内庁のほうも関係がありますので、承知している範囲のこと申上げます。
皇居造営審議会の答申によりまして、あの地域に宮内庁の所管、大蔵省の所管、厚生省の所管と、三つ入りきりじつていい。これは一つのところの所管にして、それで宮内庁の所管にして全部をまとめて整備するほうがいいといふ御答申があつて、それによつて大蔵省、厚生省と御相談いたしまして、側の地区を庭園化して、将来の公園化に備えていくというようなことを進んでいるわけです。厚生省所管の分は大蔵省の所管に一本になりまして、そこで東側の地区を庭園化して、将来の公園化はり宮内庁で一本にして管理をして、

うふうに考えまして、厚生省の間とおきれいにしていくことがよろしいと、御相談をいたしている最中ですが、そこは、厚生省のほうとしますと、公園用地になつているわけであります。公園用地を廃止して所管がえする場には、特別に国会の議決も経てやることになるようちよと聞いておりませんでしたけれども、その関係で、その部分だけじゃなくて、ほかのほうとあわせて、一緒にひとつ検討をしておられる最中であります。どうもわれわれとしては、現在検討をしておられる最中であります。どうもわれわれとしては、いほど希望しておりますが、検討しておられますから、そう遠くない将来は解決するものと期待をいたしていります。

次第であります。

○大谷雄君 この間、生物学研究の拝見をいたしましたし、実は私はもとどりつぱなるものだと、こう思つてはおつたところが、非常な質素な建物であるし、また標本室は貴重な標本が多くさん御収納になつてあられます。が、それで、戸だなの上に植物の標本等が雑然と並んでいる様子を拝見をしてしまして、実は非常に、あまりに質素な点につきまして驚いたわけです。おそらく、一般の国民の人が拝見をしませば、そのあまりに御質素な点について驚くだらうと思います。

そこで、今度の拡張をされる標本室の建物はわずか四十坪——延べにしちゃ八十坪ですけれども、建坪四十坪。一隻この程度のことで十分であるのか。あ一応そういうことでお出しになつたのですが、私はおそらく標本等のでしようが、私はおそらく標本等まだどんどん御収集になるだらうと言います。そうすれば、先ほど木村さんから物価が上がつてはたしてこの単価で

やれるのかというお話をありました
が、その点も私は同感であります。ま
た、この広さの点につきましても、は
たしてこれでいいのかどうかといふこ
とを思つたわけです。その点はどうい
うお考えでございましょうか。

○政府委員(瓜生順良君) 今度増築の
分は延べで八十坪で、まあここ当分は
これでお間に合うだらうと思ひます。
すつとまた先になりまして、標本がど
んどんふえてこられた場合には、ある
いは間に合わないことがあれば、その
ときの模様にもりますけれども、ま
たそこで増築をするといふようならう
に考へて、あすこはごらんのようにま
だ空地がございますから、そういう場
合にはさらにも増築を考へる。当分
はこれでお間に合うだらうと思つてお
ります。

○大谷賛雄君 私は、せつかく増築を

なさるのなら、やはり思い切つて相当

大きなものを造つて差し上げることが

いいんじゃないかと、こう思つてお

す。先ほど共産党的須藤君は、博物館

へでも寄付したらと考へて、それは個

人の学者でも、文章を書くのに何万巻

の本を蔵書しておらなければ、一々図

書館へ行って引き出してきてなんてい

ることはできる道理はないので、した

がつて、須藤委員のお考えには私は

まつこから大反対ですが、いずれに

しても、ひとつせつかくお建てになる

のなら、十分施設をして差し上げて、

御研究が十分なされるように、今回も

御著書を御刊行になるということで、

貴重な文献であらうと存じております

ので、せつかく御研究の成果が全うで

きるようだ、ひとつ宮内省の方々とし

ては、こうけちくさい予算でなしに、

調査がちよつとあるので申し上げます

○政府委員(瓜生順良君) 植物の類で

三万七千二百。

○原島宏治君 それ全部陛下御自身が

お集めになつたんですか。

○政府委員(瓜生順良君) 現在大小約

三百五十五点數、大体どのくらいあるん

ですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは二階

ですから、階段の部分を除けば、あと

はごらんのよらなことで、もうびし

りお置きになれると思ひますが、階段

の部分は置けませんけれども、ほかの

部分は別に特別に部屋が設けられるわ

けじゃございませんから。

○原島宏治君 そうすると、今度でき

ても、そう陳列した場合ゆつたりする

といふような状態にはならぬわけです

ね。

○政府委員(瓜生順良君) そうゆつた

りした工合になりませんが、大体そ

こは陳列室といふよりも標本倉庫とい

うよろなものでござりまするから、し

がつて、そらゆつたりしてしなくて

たがつて、そらゆつたりしてしなくて

たがつて、そらゆつたりしてしな

して、ぜひニーヨークに乗り入れ、かつ、これを延長いたしまして、先ほど路線と連結をつけまして、世界一周路線を完成したいという考え方を持つております。この計画に沿いまして、昨年五月、アメリカ政府と航空協定の締交渉——締結交渉と申しますよりは、改定交渉といふものをいたしました。わがほうの主張をいたしましたのは、改定交渉と申しますよりけであります。

しましては、ニーヨークのポイントをとると同時に、ニーヨークからさらにヨーロッパまで路線を延ばす、こういう主張をいたしましたのでござりますが、ニーヨーク以遠の問題につきましては、兩者の間でその場合には話し合いがまだ十分つかず、結局会議をリセスということにしまして、至急適当な機会に再交渉をする。こういうことで現在に至っております。したがいまして、われわれといたしましては、なるべく早い機会に適当な時期をとらえまして、ニーヨークまたはニューヨーク以遠という問題につきましては、米国政府と折衝する、こういつもりであります。これが現在のアメリカ関係の将来の計画でございます。

○荒木正三郎君 ニーヨーク乗り入れ米国政府と折衝する、こういつもりですね、一番故障のあるのはどういふ点ですか。

○説明員(橋内一彦君) ニーヨーク乗り入れにつきまして、先方としては、大西洋における現在の客況、あるいはそれに見合つところのヨーロッパないしアメリカの各エア・ラインの航状況その他から見て、ヨーロッパでの以遠権を与えるということについては、相当まだ機が熟していないといふようなことが、以遠の問題につきまし

て前回の会議において話がまとまらないかつたんではないか、かようを感じてあります。

○荒木正三郎君 もちろん具体的に言つてももらいたいのですが、機が熟していないということはどういう事情

を言つているのですか。

○説明員(橋内一彦君) この協定交渉におきまして、わがほうといたしましては、ニーヨークに乗り入れると同時に、さらには以遠ヨーロッパまでをとらう、こういう考え方であつたわけでございます。しかし、それに対しまして、アメリカ側といたしましては、最終段階におきまして、北回りでニーヨークに入るということにつきましては、ある程度譲歩の余地があるというよう

うなところまでこぎつけたわけでござりますが、その場合に、當時の情勢としまして、ニーヨークに北から入るというだけで、わがほうの従来持つておきました他の路線について制約をこなむる、というようなこととの比較におきまして、この際ニーヨークをとる、その以遠をあきらめるということでは得策でない、近い将来にこれをさるところの東京—モスクワ間を相互に乗り入れする、こういう点を主張しております。したがつて、それに対しまして、ソ連政府といたしましては、わがほうの考え方方に同意しない、依然としてハバロフスク—東京間というような腹案でおるのではないか、こういふ状況でございます。したがつて、現在のところ急速に両国間の協定交渉が開かれるという機運にはない、こういうことの状況でございます。

○委員長(橋橋小虎君) 多数でございまして、中央との関係につきましては、現在までのところ先方からそういう動きはないと、こういう状況でござります。

○委員長(橋橋小虎君) 誤が違うか。○説明員(橋内一彦君) 局が違いますので、ひとつ御了承願いたいと思います。

○委員長(橋橋小虎君) ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(橋橋小虎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(橋橋小虎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(橋橋小虎君) 多数でございまして、ソ連政府といたしましては、現在までのところ先方からそういう動きはないと、こういう状況でござります。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願

らない。非常な不便ですね。これを、航空機には限りませんが、船等を考え、上海とか青島とかいうところへはないですか。

○説明員(橋内一彦君) ただいまのお話は船の問題だといふふうに承りましたが、はなはだ恐縮でございね、何か検討されておれば答弁していただきたい。

○荒木正三郎君 誤が違うか。

○説明員(橋内一彦君) 局が違いますので、ひとつ御了承願いたいと思います。

○委員長(橋橋小虎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

か上海、こういうところに往復できるように日本側から交渉するという意図はないですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

せんか。

いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○荒木正三郎君 もちろん具体的に言つてももらいたいのですが、機が熟していないということはどういう事情を言つているのですか。

○説明員(橋内一彦君) ただいまお尋ねの、第一点のソビエトとの関係でござりますが、この点につきましては、ソ連政府から昭和三十三年にハバロフスク—東京間の定期航空路線を基礎とする航空協定締結の交渉の申し入れがございました。その後もソ連側はこの

練を固執しているようですが、わがほうといたしましては、ハバロフスク—東京間の路線といふことでございました。その後もソ連側はこの

練を固執しているようですが、わがほうといたしましては、兩国の中心であるところの東京—モスクワ間を相互に乗り入れする、こういう点を主張

しております。したがつて、それに対しまして、ソ連政府といたしましては、わがほうの考え方方に同意しない、依然としてハバロフスク—東京間といふ

うな腹案でおるのではないか、こういふ状況でございます。したがつて、現在のところ急速に両国間の協定交渉が開かれるという機運にはない、こういうことの状況でござります。

○委員長(橋橋小虎君) 多数でございまして、中央との関係につきましては、現在までのところ先方からそういう動きはないと、こういう状況でござります。

○委員長(橋橋小虎君) 多数でございまして、開港場ですね、東京から青島と